

参考 2

医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会 開催要綱

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

1. 開催趣旨

我が国の医療水準の維持・向上のため、革新的な医薬品や医療ニーズの高い医薬品の日本への早期上市や医薬品の安定的な供給を図る観点から、現状の課題を踏まえ、流通、薬価制度、産業構造の検証など幅広い議論を行う必要があるため、医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会（以下、「検討会」）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 医療用医薬品の流通・薬価に関する現状の課題
- (2) 現状の課題を踏まえた医療用医薬品の目指すべき流通や薬価制度の在り方
- (3) 産業構造の検証
- (4) その他

3. 構成員

- (1) 検討会は、医療経済、薬価制度、流通実態、産業構造等に詳しい学識経験者等により構成する。
- (2) 検討会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

4. 運営

- (1) 検討会は、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官が、構成員の参集を求め開催する。
- (2) 座長は、検討会の議事を整理する。
- (3) 検討会の庶務は医政局医薬産業振興・医療情報企画課が行う。
- (4) 座長に事故があるときは、構成員のうちから検討会があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

- (5) 検討会は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障がある場合など、必要があると座長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。会議を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (6) 会議資料については、原則開催前にホームページにおいて公開する。議事録については、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (7) その他、検討会の運営に関する必要な事項は、座長が検討会の了承を得て、その取扱いを定める。